

info
13

雪に強い、安心な住まいをお考えの皆さんへ

～住宅屋根の雪対策工事費を補助します～

- 対象者 市に住所を有する方または転入を予定している方で、自身が居住する住宅の改修などを行うこと
※申請者および同居家族が市税を滞納している場合は対象外
- 対象住宅 市内の一戸建て住宅（併用住宅は住居部分に限ります）であること
※借家、空き家、作業小屋、車庫、蔵、物置などは対象外
- 補助内容 下表①と②の併用ができます。（補助金額最大25万円）

	①克雪化改修工事	②雪下ろし安全対策工事
対象工事	屋根の勾配変更や設備の設置などにより屋根の落雪化や融雪化を図る工事などで、費用が50万円以上のもの	転落を防止するための装置や固定式はしごの設置工事などで、費用が10万円以上のもの
補助率・補助額	対象工事費の15%（上限20万円）	一律5万円

- 申請方法 申請書類に必要事項を記入の上、施工内容がわかる書類などを添付し右記に提出してください。
※申請書類は下記窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

■注意事項

- ◇補助金交付決定前の工事着手はできません。
- ◇一度この補助金の交付を受けた住宅は、申請できません。

■受付期間

4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

※予算額に達した場合は、期間内に受け付けを終了することがあります。

※工事完了後30日以内または令和7年3月31日(月)のいずれか早い日までに実績報告をしてください。

問 都市計画課建築班 (☎55-8158)

info
14

「農業用施設」「森林作業道」

施設整備のための原材料と重機など機械の借り上げへの助成



市内の農業施設や森林作業道の機能向上を図るため、所有者や受益者が実施する事業で、砕石・生コン・コンクリート製品などの材料や重機の借り上げなどを必要とする場合、その費用の一部を市が助成します。

■申請方法

作業予定箇所の位置図（写真でも可）を持参し、農林課で手続きしてください。

■審査

新規箇所については現地調査を行い、申請内容を審査して助成の可否を決定します。

※申請期間は予算の状況により、早期終了または延長する場合があります。

※助成額は、農林課で調査した基準単価を用いて算出します。

	農業用施設	森林作業道施設
対象施設	①かんがい排水施設 ②農業用道路 ③農地または農作物の災害を防止するため必要な施設	①国県または市の事業で整備された恒久的な森林作業道 ②幅員2.5m以上の維持管理されている軽車道
要件	受益面積が50アール以上 ※県営ほ場整備された農地と土地改良区管轄地は対象外です	年度内に0.1ヘクタール以上の施業計画があり、作業道の整備を実施しなければ、施業ができないか、土砂流出などによる二次被害のおそれがあること
対象	受益者が3人以上いる団体	森林所有者および森林を管理する団体
助成額	事業に要した費用（消費税込）の2分の1以内の額で	
	原材料 上限20万円 重機など機械借り上げ 上限10万円	原材料 上限10万円 重機など機械借り上げ 上限5万円
申請期間	4月8日(月)～6月28日(金)の平日 午前8時30分～午後5時15分	4月8日(月)～9月30日(月)の平日 午前8時30分～午後5時15分
問合せ	農林課農地整備班 (☎78-1172)	農林課林務班 (☎55-8569)